平成２８年４月４日

過重労働による保健指導対象者の見直しについて（提案）

１　提案理由

　　　１月の時間外勤務が一定の時間を超えた職員等に実施している産業医

　　による保健指導について、より効果的なものとしていくため、対象者の

見直しを行う。

２　内　容

産業医による保健指導の対象は、現行の時間外勤務が月８０時間超えと

いう一律基準を見直し、本人及び所属長からの申出のほか、産業医の判断

によってより柔軟に対象者を抽出し、効果的な保健指導を実施できるよう、

次の①～③に掲げる職員とする。

1. 時間外勤務実績等により月100時間を超える職員（年１回）
2. 時間外勤務実績等により月80時間を超える職員であって、本人

またはその所属長からの申出があるとき

1. 産業医が必要と認める職員

また、産業医による所属長への助言指導については、月100時間を超え

る職員があるとき（年１回）又は産業医が必要と認めるときに実施する。

３　実施時期

　　平成２８年５月１日

４　協議期限

　　平成２８年４月２８日